

第13 ガス漏れ火災警報設備

I 外観検査

1 常用電源

自動火災報知設備に準じたものであること。

2 配線

自動火災報知設備に準じたものであること。

3 受信機

自動火災報知設備に準じたものであること。

4 中継器（自動火災報知設備と兼用するものに限る。）

自動火災報知設備に準じたものであること。

5 検知器

(1) 検知区域が適正であること。

(2) 検知器を設置しなければならない場所について、未警戒区域がないように設けてあること。

(3) ガスの漏洩を有効に検知することができるように設けてあること。

6 警報装置（音声警報装置・ガス漏れ表示灯・検知区域警報装置）

雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設ける場合は、適当な防護措置が講じてあること。

(1) 音声警報装置

スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が25m以下となるように設けてあること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れが発生した室等が容易に確認できるように適正に設けられていること。

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知区域内に有効に報知できるよう設けられていること。

7 総合操作盤

屋内消火栓設備Ⅱ、6に準じたものであること。

II 性能検査

性能検査は、各機器等ごとの検査及びシステムとしての総合検査に分け、それぞれ次により実施すること。

なお、他の設備と関連するものについては、その内容に応じて、当該他の設備とあわせて実施するか、又は本設備と切り離し、事故防止に留意して実施すること。

〔I〕 各機器等ごとの検査

1 配線検査

(1) 絶縁抵抗

ア 方法

電源回路、検知器回路及び警報装置回路の電路と大地間との絶縁抵抗値を、直流5

00Vの絶縁抵抗測定器により測定する。ただし、検査を行うことにより障害を与えるおそれのある電子部品等を使用している回路で測定が困難なものにあつては、工事を行った者が予め実施した絶縁抵抗試験記録を確認すること。なお、検知器回路にあつては、1回線ごとに測定するものとする。

イ 合否の判定

(ア) 電路の対地電圧が150V以下の場合は、0.1MΩ以上であること。

(イ) 電路の対地電圧が150Vを超える場合は、0.2MΩ以上であること。

(2) 回路導通検査（試験装置を有するものに限る。）

ア 方法

導通試験用スイッチ及び回路選択スイッチを操作し、各回線ごとに試験用計器の指示値を確認する。

イ 合否の判定

指示値が各回線とも適正な範囲内であること。

2 受信機検査

(1) ガス漏れ表示検査

ア 方法

ガス漏れ表示試験スイッチ及び回線選択スイッチ等を操作し、各回線ごとにガス漏れ表示の作動状況を確認する

イ 合否の判定

ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置の点灯が正常であり、容易に識別できるほか、主音響装置の鳴動が正常であり、他の警報音や騒音と明らかに区別して聞き取れること。

なお、遅延時間を有するもの及び自己保持機能を有するものは、これらの機能が正常であること。

(2) 回路導通試験操作時の他回線ガス漏れ表示試験

ア 方法

受信機を回路導通試験（自動火災報知設備の例による。）状態にした後、他の回線の任意の検知器を作動させ（開路方式のものにあつては信号回路の端子を短絡することによい）、ガス漏れ表示の作動状況を確認する。

イ 合否の判定

ガス漏れ灯、警戒区域の表示装置及び主音響装置の作動が正常であること。

(3) ガス漏れ表示試験時の他回線ガス漏れ表示試験

ア 方法

受信機をガス漏れ表示試験（前(2)の例による。）状態にした後、他の回線の任意の検知器を作動させ（開路方式のものにあつては信号回路の端子を短絡することによい）、ガス漏れ表示の作動状況を確認する。

イ 合否の判定

前(2)、イに準じたものであること。

(4) 同時作動検査

ア 方法

2回線の検知器（1回線あたり1個とする。）を同時に作動させた場合において受信機の機能に異常をきたさないかどうかを確認する。

イ 合否の判定

中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機の機能に異常をきたさないかどうかを確認する。

(5) 故障表示検査

ア 中継器

(ア) 方法

次のいずれかの場合において、音響装置及び故障表示灯の作動状況を確認する。

a 検知器、受信機又は他の中継器から電力が供給される方式の中継器から外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外すか又はブレーカーを遮断した場合

b 検知器、受信機又は他の中継器から電力を供給されない方式の中継器の主電源を遮断した場合及び当該中継器から外部負荷に直接電力を供給する回路のヒューズを取り外すか又はブレーカーを遮断した場合

(イ) 合否の判定

音響装置及び故障表示灯が自動的に作動すること。

イ 検知器の電源停止表示検査（検知器の電源停止表示機能を有するもの）

(ア) 方法

検知器の主電源を遮断し、受信機側で当該電源の停止を確認する。

(イ) 合否の判定

検知器の電源停止が確認できること。

(6) 予備電源検査（受信機又は検知器に係るもの）

ア 方法

(ア) 予備電源を内蔵するもの

常用電源を遮断した場合、常用電源から予備電源に自動的に切り替えられ、復旧した場合、予備電源から常用電源に切り替わるかどうか確認する。

(イ) 自家発電設備を有するもの

常用電源を遮断した場合、常用電源から予備電源に自動的に切り替わり、以後1分以内に自家発電設備に切り替わるかどうかを確認する。

イ 合否の判定

予備電源の切替え及び復旧動作が正常であること。

(7) 非常電源検査

ア 方法

自動火災報知設備に準じたものであること。

イ 合否の判定

自動火災報知設備に準じたものであること。

(8) 付属装置（付属装置を接続したものに限る。）検査

ア 方法

受信機又は中継器が受信したガス漏れ信号を他の付属装置に移報するかどうかを、ガス漏れ表示試験又は検知器を作動させることにより確認する。

イ 合否の判定

ガス漏れ信号が付属装置に正常に移報すること。

(9) 相互作用検査（1の防火対象物に、2以上の受信機が設けられているものに限る。）

ア 方法

自動火災報知設備に準じたものであること。

イ 合否の判定

自動火災報知設備に準じたものであること。

3 中継器試験

(1) 回路導通検査（中継器に回路導通の有無を確認する装置を有するものに限る。）

前1、(2)の例に準じたものであること。

(2) 予備電源試験（内蔵型のものに限る。）

ア 方法

前2、(6)、ア、(ア)に準じたものであること。

イ 合否の判定

前2、(6)、イに準じたものであること。

〔Ⅱ〕総合検査

1 検知器

(1) 方法

検知器の検知部分に試験用ガスを加ガス試験器により加え、検知器の作動の有無及び受信機の作動するまでの時間をアからウまでにより測定するとともに、中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動状況を確認する。

ア 作動確認灯を有する検知器にあつては、作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間を測定する。

イ 前イによることができない場合で検知区域警報装置又は中継器の作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間を測定する。

ウ 前イ及び前ウによることができない場合には、試験用ガスを加えた後、受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間を測定する。

(2) 合否の判定

ア 中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機の機能に異常をきたさないかどうかを確認する。

イ 前(1)、アからウまでにより測定した時間から、次の(ア)又は(イ)に定める時間を差し引いた時間が60秒以内であること。

(ア) 中継器を介する場合は5秒

(イ) 前(1)、ウの場合は、20秒

2 警報装置

(1) 音声警報装置

ア 方法

音声警報装置を作動させて機能が正常であるかどうかを確認する

イ 合否の判定

(ア) 他の警報音や騒音と明らかに区別して聞き取れること。

(イ) 2以上の受信機が設けられている場合は、いずれの場所からも作動させることができること。

(2) ガス漏れ表示灯

ア 方法

前1による検知器の作動試験を行った場合に、ガス漏れ表示灯の点灯状態を確認する。

イ 合否の判定

前方3m離れた地点で点灯していることが確認できるほか、作動した検知器の設けられている店舗等が容易に識別できること。

(3) 検知区域警報装置

ア 方法

前1による検知器の作動試験を行った場合に、検知区域警報装置から1m離れた位置における音圧を騒音計（A特性）を用いて測定する。

イ 合否の判定

音圧が70dB以上であること。

3 総合操作盤

屋内消火栓設備に準じたものであること。